

**犯罪被害者等基本計画案試案
その2 - 2
(第9回検討会用事務局案
に係る意見を踏まえた
事務局案その2 - 2)**

〔第3 刑事手続への関与拡充への取組〕

内閣府犯罪被害者等施策推進室

重点課題に係る具体的施策

第3 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、第18条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

[現状認識]

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判・少年審判等に対し、事件の真相を知ることができ、名誉が回復され正義が示されるものと期待し、その推移及び結果に重大な関心を持つ有し、その正当な解決を期待するのは当然である。捜査・公判・少年審判等の情報提供を欲するのみならず、加害者側に偏向した結果となることを心配し、自ら手続に関与することを望む犯罪被害者等も少なくない。

情報の提供に関しては、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されている。また、刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度としては、平成12年に行われた刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の改正により、被害者等の意見陳述制度が導入されたほか、検察審査会への申立権者の範囲が拡大されるなどしている。少年保護事件において審判に関しては、同年の少年法（昭和23年法律第168号）の改正により家庭裁判所による被害者等の意見聴取の制度が導入されるなどしている。また、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されている。

しかしながら、犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等を求める要望が寄せられており、現状について、「事件の当事者」にふさわしい扱いを受けていないとして、犯罪被害者等は証拠として扱われているに過ぎないと批判する意見もある。

（上記 [現状認識] に対する岡村構成員意見）

【結論】

次のように修正すべきである。

「・・・・・・・・。しかしながら、被害者の刑事手続上の権利はきわめて不十分な状況にある。また、現行法においては、被害者は事件の当事者であっても、刑事手続の当事者としての地位までは認められておらず、単なる証拠として扱っているに過ぎない。そのため、犯罪被害者等から、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、一層の情報提供と参加を権利として認めるよう要望する声が多い。」

【理由】

1 事件の当事者に相応しい扱いを受けてないことについて

現行刑事訴訟法は、当事者は検察官と被告人であり、被害者は証拠の一つに過ぎないという建前で作られている。さらに、裁判の運用も、刑事司法は公の秩序維持のためのもので、被害者のためのものではない、というのがわが国の司法の実情である。このことは、捜査、公判と進むにつれてだんだんと犯罪被害者に分かってくる。頼りにしていた捜査官から十分な事件の情報は貰えず、報道機関から知らされることも少くない。起訴、不起訴について意見を述べる権利も無く、最近までは、送検や起訴の事実や公判の期日まで知らされず、知らないうちに裁判が終わっていたというケースも多かった。公判段階に入っても、起訴状、冒頭陳述書、証拠カード、論告要旨、弁論要旨、判決書も貰えない。傍聴席は報道機関の後列に座らされることも多く、加害者の関係者と混在して座らされることもある。現場写真や実況見分調書、証拠類は傍聴席には廻ってこないし、供述調書も要旨だけしか朗読されないこともあるから本当のところは分からない。甲号証、乙号証などの専門用語が飛びかって専門家でも混乱する。加害者が平気で嘘をつき、被害者の名誉を傷つけても、傍聴席の被害者は腹の煮えくり返る思いがするが反論できない。「違います」と2回叫んだだけで退廷させられた被害者もいる。「マイクの音量を高くしてくれ」と頼んだ被害者は「傍聴席に聞かせるために裁判しているのではない」と一蹴された。

捜査、公判が被害者のために存在するのではないとするわが国の刑事司法は、その当然の帰結として被害者を刑事手続きから排除してしまっている。何の法的地位も権利も与えず、刑事裁判は加害者、弁護士、検察官、裁判官だけで行われ、犯罪の最大の利害関係人であり、事件の当事者である被害者を完全に蚊帳の外に置き、利用しただけ利用し、被害者等のために捜査、裁判しているのではない、

被害者等は証拠品だとするというのが現在の刑事司法である。

平成12年の改正で認められるようになった意見陳述制度にしても、裁判所の裁量で認められているものにすぎず、また証拠にすることができないという限界がある。少年法の家裁による被害者への意見聴取も同様に、裁判所が裁量で聴取するという制度であって（配慮規程）被害者の権利として認められている訳ではない。各種通知制度も、通知の対象事項がかなり限定されている。例えば、検察庁で行われている被害者等通知制度は、事件の処理結果や公判期日、裁判結果などが通知されるにすぎない。

いわんや、被害者に質問権、反論権、証拠提出権など、刑事裁判に直接に関わる権利は何ら認められていない。

よって、「現状について、『事件の当事者』にふさわしい扱いを受けていないとして、犯罪被害者等は証拠として扱われているに過ぎないと批判する意見もある。」のではなく、「事件の当事者」に相応しい扱いを受けていないのが実情である現状を正面から明確にすべきである。

2 国民の声について

法務省はその意見で、「犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することやその関与のあり方・方法については、賛否両論の様々な意見があることがうかがえる。」とし（法務省平成17年10月25日付意見書18p）あたかも、賛成意見と反対意見が拮抗しているかのようなとらえ方をしている。

しかしながら、パブリックコメントの集計を見るとおり（別紙）圧倒的多数の被害者は公訴参加制度の導入を求めており、これに慎重ないし反対する意見はきわめて少数である。法務省の意見は、1つでも反論があれば、賛否両論しているかのようなとらえ方であり、現実を正しく把握していない。

今回、平成17年8月12日から9月5日までのわずか約3週間で、Eメールにより201件、FAX、手紙等の文書により93件、合計294件のパブリックコメントが寄せられた。そのうち、犯罪被害者対策基本法の重要な柱である、付帯私訴 被害者補償 訴訟参加 被害者週間については、それぞれ 81件 109件 105件 84件の積極的賛成意見が提出された。

これに対し明確な反対意見は、上記基本政策 ~ に対しては、1件 1件のみであり、慎重に検討する意見が 2件だけであった。

今回のパブリックコメント提出者は、被害者及びその関係者に限定されておらず、今回の集計は、国民全体が、公訴参加などを積極的に望んでいることを如実に表す結果となった。つまり、公訴参加は、国民全体の要望であり、現在に至るまで、同制度に消極的態度を示している各関係省庁及び日弁連の意見は、国民の声に著しく反している。

よって、「犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等を求める要望が寄せられており」ではなく、端的に「犯罪被害者等から、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、一層の情報提供と参加を権利として認めるよう要望する声が多い。」とすべきである。

（上記意見に対する内閣府意見）

「刑事手続上の権利はきわめて不十分な状況にある。」とすべきとの御意見については、これまでの検討会の議論では、「きわめて不十分な状況にある」とまで言い切る認識で一致していたとはいえないと考えるが、改めて御議論いただきたい。

「現行法においては、被害者は事件の当事者であっても、刑事手続の当事者としての地位までは認めておらず、単なる証拠として扱っているに過ぎない。」とすべきとの御意見については、現行刑事訴訟法が規定する訴訟構造を被告人と検察官を当事者とする訴訟構造ととらえる意味においては、前段は御指摘のとおりと思料するが、被害者等の意見陳述の制度等があることにかんがみると、「単なる証拠として扱っているに過ぎない。」と断定することは適当ではないと考えるが、御議論いただきたい。

「一層の情報提供と参加を権利として認めるよう要望する声が多い。」とすべきとの御意見については、一般的に「権利として」の意味するところが必ずしも分かり易いとは言い難く、「権利として」か否かにかかわらず、情報提供と参加の機会の拡充等を求めている御要望も多いと考えられることから、あえて記載しなくてもよいのではないかと考えるが、御議論いただきたい。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第18条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにする

ための施策として、

- ・ 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供
- ・ 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- 起訴への関与等
- 公訴参加制度の導入等
- 公的弁護士制度の導入
- 少年保護事件への参加等
- 刑事司法手続に関する情報提供の充実
- 捜査に関する情報提供等の充実
- 不起訴事案に関する情報提供
- 判決確定後の加害者情報の提供
- 加害者の処遇に関する意見陳述等
- 犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等
- その他刑事司法の充実等

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

以下の施策については、刑事に関する手続のどの段階のものかに着目し、分かり易いよう並び替えた。

(21) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(42) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討と施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するよう~~に~~努めるとともに、事案並びに必要性及び相当性にかんがみ~~、~~冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(3) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討と施策の実施等

ア 法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】(再掲：第1、1.(5))

(上記(3)アに対する岡村構成員意見)

アについては、【骨子】の記載の通りであるのでこれをさらに変更する必要はない。

ただし、「範囲を拡大する方向での検討」においては、基本法が制定されたという新しい状況下での検討であることから、閲覧謄写を犯罪被害者等の権利として法文上明らかにするための、刑事訴訟法改正などを含めて検討の課題とするべきである。単に現行法の運用だけにとどまるものではない。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえ、法務省において、必要な検討がなされるものと認識している。

イ 法務省において、公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度の周知徹底を行う。【法務省】(再掲：第1、1.(7)) (13)エから移動するもの。

(54) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。【法務省】

イ 法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。【法務省】

(65) 国民にわかりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民にわかりやすい訴訟活動を行うよう努めていく。【法務省】

(496) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。【法務省】

(7) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、適正を欠く判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努めていく。

【法務省】

(上記(7)に対する最高裁判所意見)

(意見)

「適正を欠く判決に対する上訴の可否を検討する際に」の部分は、「事実誤認、量刑不当等を理由に上訴するか否かを検討する際に」と書き換えてはいかがか。

(理由)

検察官は、判決が「適正を欠く」と判断すれば、当然上訴をするはずであり、「適正を欠く判決に対する上訴の可否」の検討という表現は、正確でないように思われる。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、適正を欠く判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努めていく。【法務省】

(98) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。【法務省】

(上記(98)に対する岡村構成員意見)

被害者の意見聴取、記録の閲覧・謄写、審判結果の通知の各制度については、せつかく2000年改正法で新たに設けられたのにもかかわらず、被害者が事件発覚後、捜査・審判の全過程を通じて誰からも(どの機関からも)その制度の告知を受けなかったために、全く行使できなかったというケースが多数ある。このような事態を防ぐために、検察官は、事件を家裁に送致する際、被害者に対して事件を家裁に送致したと家裁で被害者が行うことの出来る上記各制度について、個別に説明するか、書面で送付するべきである。警

察や検察の窓口等にパンフレットを置く等の方法は、被害者に対する上記各制度の周知徹底という観点からは不十分であり、すべての被害者に個別に知らせる制度が必要である。

(上記意見に対する内閣府意見)

検討会において、御議論いただきたい。

(409) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の~~改正~~少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記(409)に対する岡村構成員意見)

審判傍聴は、被害者が強く希望するところである。現在の制度では、被害者が何も知らないうちに審判が行われ、加害少年は少年院に送致され、少年院を退院する。被害者は加害少年が事実と反する供述をしても、反論はおろか、加害少年が何を言ったのかさえ知ることができない。このようなあり方は、事件の事実認定にも大きな影響を与え、真実とかけ離れた事実認定が行われている危険を否定できない。厳格な事実認定は、被害者のためのみではなく、加害少年の更生のためにも不可欠のはずである。ところが、被害者の審判傍聴については、加害少年のプライバシーの保障、社会的烙印の回避、加害少年が萎縮して審判で自由に意見が述べられなくなる事態の回避という理由で反対する意見もある。しかし、被害者に事実認定の段階のみ傍聴を認め、要保護性の審理については退席させるなどの方法をとればプライバシー侵害はなくなるし、被害者が傍聴することで加害少年に社会的烙印がおされるという関係にはもとよりない。また、加害少年もその年齢や性格、事件内容、置かれている状況等により、その考えや立場は様々なのであって、一律に萎縮して意見が言えなくなると考える必要も理由もない。さらに仮に被害者が傍聴することで加害少年が萎縮するとしても、なぜ加害少年が萎縮するのかその理由を考える必要がある。萎縮は更生の第1歩なのである。したがって、被害者の傍聴に反対する意見には理由がな

い。現在でも規則 29 条の運用次第では裁判官の裁量により被害者の傍聴を認める余地があるが、被害者が希望する場合には、被害者の権利として傍聴ができ、さらに被害者が審判で加害少年に質問できる制度に法改正するべきである。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえ、法務省において、必要な検討がなされるものと認識している。

(710) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）に関して設置する検討の**ための**会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

(上記(710)に対する山田構成員意見)

【意見】

以下のとおり修正すべきである（青字部分）。

「(710) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、~~現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）に関して設置する検討の**ための**会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。~~【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

【理由】

原案は公的弁護制度導入について諸処の条件を設定しており、導入につき消極的と解されなくもないので、「犯罪被害者等基本計画案

(1)(事務局案)」の 6 頁「(3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討」のように、端的に「公的弁護人制度の導入については、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）設置する検討のための会において……検討する」とすべきである。

(上記(710)に対する岡村構成員意見)

(結論)

山田委員は後記の通り修文意見を述べるが、このような意見は、言葉尻を捉えた無意味な主張であり、その結果、基本法を形骸化させるものであるから、強く反対する。原案通りとすべきである。

(理由)

後記で山田委員の修文案を引用する通り、同委員によれば、「公的弁護制度導入について諸処の条件を設定しており、導入につき消極的と解されなくもないので」と削除（赤字の線）の理由を述べる。しかし、それは表向きの理由に過ぎないことは、今までの同委員の検討会での発言を見れば明らかである。削除を求める真の理由は、附帯私訴及び訴訟参加の導入の方向性を少しでも薄めようという趣旨に他ならない。

そもそも公的弁護制度が必要とされる分野は、被害者補償はもとより、「損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策」にあることは言うまでもないところである。もし、このような諸施策のための公的弁護制度という当該文言を削除してしまったら、山田委員の修文案では、「給付金の支給の分野においてのみ」に公的弁護制度が限定され、かえって山田委員の言うところの「諸処の条件を設定」し、「公的弁護制度導入につき消極的と解されなくもない」ことになってしまう。これでは、一方で、条件設定をすべきではないと述べつつ、他方で、ご自身の修文案により給付金だけに条件を限定していることになる。明らかに自己矛盾である。

これに対し、原案では、公的弁護制度が必要とされる典型的な場合について例示として、

損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策
犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策

を掲げているのであるから、公的弁護制度が必要とされる理由がより一層明確になり、その結果、国民に開示する基本計画検討会案として極めて分かり易くなる。

このような典型的な場合について分かり易く例示として掲げることによって、「諸処の条件を設定し、公的弁護制度導入につき消極的と解されなくもない」と危惧する国民は誰もいない。第8回検討会で法務省が、誤解されるなどと述べて言葉尻を捉えた修正案を提示し、これを咎められたことを想起すべである。

よって、原案通りとすべきである。

(上記意見に対する内閣府意見)

基本法第12条関係の施策として検討される公費による弁護士選任が、現行の損害賠償請求訴訟等を前提とし、そのために必要となる弁護士に関するものであるのに対し、基本法第18条関係の施策として検討される公費による弁護人選任の検討は、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度として導入する方向になる我が国にふさわしい新たな制度(第1、1.(1))や犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度として導入する方向になる我が国にふさわしい制度(第3、1.(1))等により、弁護士に対し現行制度にない新たな重要な役割が発生し得ることを踏まえ、かつ、基本法第13条関係の施策として行われる経済的負担軽減のための新たな施策をも踏まえ、公的弁護人制度の是非を検討することを意味しており、そのことを明らかにする意味で、このような記載内容としたものである。

よって、原案どおりとしたい。

(811) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】(再掲：第1、1.(4)ア)

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。【法務省】(再掲：第1、1.(4)イ及び第4、1.(15)ア)

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。【法

務省】(再掲：第1、1.(4)ウ及び第4、1.(15)イ)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。【法務省】(再掲：第1、1.(4)エ及び第4、1.(15)ウ)

オ 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知する。【法務省】(再掲：第1、1.(4)オ及び第4、1.(15)エ)

(12) 刑事~~・民事~~の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】(再掲：第4、1.(23))

~~イ 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】 第12条関係(6)イに移動した。~~

ウイ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。【警察庁・法務省】

ウ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう努めていく。【警察庁】
第11条関係にも加える。

エ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】
第11条関係にも加える。

(13) 捜査に関する適切な情報提供

ア 警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【警察庁】

イ 警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【警察庁】(再掲：第4、1.(27))

ウ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【法務省】

~~エ 公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。【法務省】~~ 削除して、公判記録の閲覧・謄写については(3)イに移動し、不起訴記録の弾力的開示については(17)アに吸収させる。

(14) 交通事故捜査の体制強化等

警察において、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。【警察庁】 第6(1)から移動したもの。

(15) 交通事故自動記録装置の整備

警察において、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努める。【警察庁】 第6(2)から移動したもの。

(上記(14)(15)に対する警察庁意見)

1 意見の内容

以下のとおり、修正されたい。

(14) 交通事故捜査の体制強化等

~~警察において、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施する~~ ほか、捜査支援機器の整備・活用を図る など、一層の交通事故捜査の充実に努める。【警察庁】

~~(15) 交通事故自動記録装置の整備~~

~~警察において、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努める。【警察庁】~~

2 意見の理由

上記(14)(15)については、「犯罪被害者等基本計画案(骨子)第6基本法第11条から第23条までのいずれか単一の条文に整理することが困難であり、各重点課題との関係について、更に検討を要する。」とされていたものである。

交通捜査の充実という観点から交通事故自動記録装置を整備することは、重要なことであると考えられるが、交通捜査を支援する機器は、交通事故自動記録装置だけではないことから、捜査支援機器全般の整備・活用に努め、交通事故捜査の体制強化等、交通捜査の

充実を図る必要があるため、一本化するもの。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

(14) 交通事故捜査の体制強化等

警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するほか、交通事故自動記録装置を始めとする捜査支援機器の整備・活用を図るなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。【警察庁】

(16) 交通事故に関する講義の充実

法務省において、副検事に対する研修の中で交通事故をテーマとした講義科目を設けているが、今後においても、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】(再掲：第2、3.(1)オ) 第6(3)から移動したもの。

(上記(16)に対する法務省意見)

「(16)交通事故に関する講義の充実」は元の「第6(3)」に戻すべきである。

(理由)

体系的な整理として、当該項目に加えるのは適切でないため。

(上記意見に対する内閣府意見)

犯罪被害者団体からは、要望に対応する施策が骨子において第6に位置づけられているのは、「その他」として軽視されているように思えるので、やめてほしい旨の要望が寄せられており、第6に戻すことは適当ではないと考えている。基本法第18条は、犯罪被害者等が事件の当事者としてその正当な解決を期待するのが当然であり、刑事に関する手続の帰趨に重大な関心を持つのが通常であることから、そうした犯罪被害者等の心情を踏まえて、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにする」ことを求めているものであるところ、御指摘の当該項目は、交通事故を扱う副検事のレベルが低いので、専門知識を持った検察官を養成してほしいとの要望に対するものであり、それはすなわち、個々の犯罪被害者等

が、捜査・公判に対して具体的に持つ、事件の当事者としての正当な解決の期待と重大な関心にこたえる捜査・公判活動を行ってもらえることを求める要望に対するものであると考えられ、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与する」ことに通ずる意義がある。したがって、第18条関係に掲載することとしたい。

(~~13~~17) 不起訴事案に関する適切な情報提供

ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示の周知徹底を行う。【法務省】(再掲：第1、1.(7))

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。【法務省】

(上記(~~13~~17)に対する岡村構成員意見)

アおよびイのいずれも「骨子」の文章どおりである。

この内容は、現状での弾力的運用から一步も踏み出すものとはなっていない。犯罪被害者等の不起訴記録の閲覧謄写について新たな制度的検討を進めようというものではない。

これについては、第4回検討会への岡村意見検討課題 不起訴事案に関する情報提供の項(32頁以下)において、関係者のプライバシー侵害にも配慮して詳しい理由を付して次のような提案をした。

「犯罪被害者等に対し、全ての不起訴記録の閲覧謄写を権利として認める制度を創設すること。ただし、供述調書等プライバシー侵害のおそれがある時は、代理人弁護士を介し、且つ裁判所に審査させるものとする。」

公判記録の閲覧謄写とことなり、不起訴であることから特別に慎重なしなければならないことは法務省などから指摘されるとおりである。

法務省は第9回検討会への意見(25頁)において、刑訴法第47条の解釈とその弾力的運用について今後ともその適切な運用に努めていく旨をのべている。確かに、現行の刑訴法を前提とすればその運用に限界がある。

しかし、被害者自身の供述調書も含め供述が関係する多くの証拠についてほとんど被害者等が閲覧謄写することができないというのも、極端すぎる制限である。検察審査会への申立や意見の提出あるいは、新たな証拠の発見と提出などを始め、損害賠償訴訟において

も、供述証拠を必要とする場合は少なくない。裁判所の審査を関与させるなど、弊害の発生を防止する対策を講じながら、現状の刑訴法47条よりも前進した、被害者等の閲覧謄写の権利を少しでも広げるための新たな制度の検討をすることは決して不可能ではないはずである。この点について今一度検討会での再考を切望する次第である。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘については、第4・5回検討会において、意見の一致を見なかったものと承知しているが、更に御意見があれば、御議論いただきたい。

(~~18~~) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運営への協力

法務省において、平成16年の検察審査会法(昭和23年法律第147号)改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。【法務省】

(~~19~~) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】(再掲：第2、3.(1)エ)

(~~20~~) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰宅予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】(再掲：第2、2.(1)ア)

(~~21~~) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者

等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】(再掲：第2、2.(1)イ)

(~~16~~22) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

(上記(~~16~~22)に対する岡村構成員意見)

仮退院の時期や矯正教育の内容については、通知を希望するすべての被害者に通知するべきである。その方向で、要件や内容・基準について法令で定めることには賛成である。加害少年に関する情報提供については、被害者に対する場合と一般国民に対する場合とを明確に区別する必要がある。被害者も知り得た加害少年に関する情報を正当な理由なく外部に漏洩してはならないが、そのような規定を設ければ、被害者に情報提供したために、加害少年の更生が妨げられたり地域社会から排除されるという結果にはならない。被害者に対して情報を提供する際に、加害少年自身とその家族の承諾を必要とするという意見は、被害者と国民一般とを混同し、加害少年の利益のみを偏重し、被害者に対する理解や配慮を全く欠くものである。加害少年の更生のためにそのプライバシーを保護する必要があるという考えは、一般国民に対する関係でのみ理由があるにすぎない。さらに、加害少年の社会復帰前に、修復的司法の理念に基づく被害者と加害少年との関係修復がはかられるべきであるとの意見には反対する。被害者から見れば、加害少年との関係修復などということは到底ありえないが、そもそも加害者と会うことを希望していない被害者に加害少年と会うことを強制するような制度は修復的司法でもなく、加害少年側の都合の押しつけにすぎない。

(上記意見に対する内閣府意見)

法務省において、御指摘も含め保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討がなされるものと認識している。

(2123) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行う(上記(21))と併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

(24) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)における受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度が適切に運用されるように努める。【法務省】

(上記(24)に対する法務省意見)

(24) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)における基つき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受を可能とする制度が適切に運用されるように努める。【法務省】

(理由)

表現ぶりについて正確性を期すため。

(上記意見に対する内閣府意見)

御指摘のとおり、修正することとしたい。

(1725) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進

ア 法務省において、矯正施設における加害者に対するし、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。【法務省】(再掲：第2、2.(11)ア)

イ 法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。【法務省】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。【法務省】(再掲：第2、2.(11)イ)

(26) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等

ア 法務省において、犯罪被害者等の視点を取り入れ、交通事犯被収容者に対する罪の意識の覚せいを図る指導、交通安全教育等を推進し、遵法精神、責任観念をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人として更生させることに努める。【法務省】 第6(4)から移動したもの。

イ 法務省において、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者や支援団体から直接話を伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発、標準的なプログラムの策定に取り組むなど、被害者の心情等を理解させるための指導の一層の充実を図り、交通事犯被収容者の更生のためにより有効なプログラムの整備に努める。【法務省】 第6(4)から移動したもの。

(1827) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会においてが、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所においてが、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。【法務省】

(2028) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

(上記(2028)に対する岡村構成員意見)

少年保護事件においては、少年に人格の可塑性があり、更生可能性があると理由で、刑罰ではなく保護処分が採用されている。そ

れならば、被害者にとっては、加害少年が更生したかどうかは重要な情報である。更生できるとされたからこそ刑務所ではなく少年院送致となり、保護・教育をうけたのであるから、被害者には加害少年がどの程度に更生したかを確認し、かつその更生を見届ける権利がある。被害者が希望する場合には、少年院在院中の加害少年の状況を通知し、それを前提に仮退院の時期を知らせ、仮退院についての被害者の意見を聞き、かつそれを仮退院や処遇に実際に反映させる制度作りが必要である。加害少年の仮退院は事件後2年程度という短期間になされることが多く、被害者から見ればお礼参り等の不安や恐怖感を伴うものである。仮退院の許否・時期については、当事者である被害者の意見を聞き、その判断に反映させ、可能なかぎりその不安を除去するための措置をとった上で、決定されるべきである。

(上記意見に対する内閣府意見)

法務省において、御指摘も含め犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理に関する検討がなされるものと認識している。

(2229) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていく。

【法務省】